面会に関する規程

1. 目的

本規程は、患者の療養環境を守りつつ、家族等との交流を適切に保障するため、面会に関する基本的なルールを定めることを目的とする

2. 基本方針

当院では、入院患者・家族等と面会することは、患者の尊厳を保持し、療養生活の質を向上させるだけでなく、住み慣れた地域への円滑な在宅復帰を支援する上で極めて重要であると考えています。そのため、原則として、感染対策等の正当な理由なく面会を妨げることはいたしません

1）患者の安全とプライバシーを最優先とする

2）感染対策を標準化し、必要に応じて面会制限は調整する

3）患者・家族の心理的支援の観点から、可能な限り面会の機会を確保する

4）医療機関の業務運営に支障がない範囲で柔軟に対応する

3. 通常時の面会について

・面会時間：14 時～16 時　月曜日～土曜日
（日曜日、祝日は除く）
15 分以内

※診療やリハビリ、処置の妨げにならない範囲で、患者の生活リズムを尊重した時間設定としています。ただし、ご家族のご都合にあわせてこれ以外の時間帯の対応も考慮いたします

・面会場所：各病室または病棟デイルーム

・留意事項：面会時には、他の患者の安静を妨げないようご配慮をお願い致します。

・面会人数：2名以内（ケアマネージャーなどの面会時には、調整可）

・中学生以上のご家族、又はご家族に準じる方

4. 面会の制限について

以下のような「正当な理由」がある場合に限り、やむを得ず 面会を制限することがあります

・新型コロナウイルス感染症などの感染症が地域または院内で拡大している場合。

・当院の職員が多数感染し、安全な医療提供体制の継続に支障が生じる場合。

・その他、感染防止対策部門等が、患者の安全を守るために制限が必要と判断した場合。

5. 制限実施時の配慮

面会を制限する場合であっても、一律に禁止するのでなく、以下のように必要以上に厳格なものとならないよう柔軟に対応いたします。

・感染対策を講じた上での短時間の対面面会

・タブレット端末等を利用したオンライン面会

・病状等、個別の事情に応じた特別面会の実施
・状況が改善した場合には、速やかに制限を解除または緩和することを検討致します。

6. 特別な配慮が必要な面会

1)終末期・急変時
・面会制限の対象外とし、家族の希望に最大限配慮、時間・人数は主治医・看護管理者の判断で調整

2)病状説明
・医師による説明時は面会扱いとせず、必要人数の参加を認める

※感染対策は通常通り実施

7. 面会禁止事項

・発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合の面会
・許可なく写真・動画撮影(他の患者の情報が写り込む撮影は禁止)
・飲酒後の来院
・病室内での飲食
・他患者への接触

8. 規定の見直しと周知

本規定は、社会情勢や感染症の発生状況を踏まえ、定期的に内容の見直しを年 1 回行います。最新の面会規定については、病棟内および病院ウェブサイトに掲示し、患者およびご家族へ周知いたします。

以上

2026 年 5 月作成
医療法人　梶原病院

＜参考資料＞

新型コロナウイルス感染症：施設内感染対策

3. 入院患者への対応

2 面会の考え方

面会は患者・入所者やその家族（家族以外の介護者，患者・入所者が大切 に思う人を含む）の生活の質を保つ上で重要である．患者等が家族等と面会 する機会が大きく損なわれることは，患者等及び家族等に精神的不安をもたらし，患者等の権利を制約している可能性があり，医療機関等には，それぞれの施設が COVID-19 流行前に設定していた通常の面会方法（頻度，時間 など）へ段階的に戻す検討が求められる．

2025 年現在，面会の判断については医療機関や施設の判断に任せられているが，その時々の感染拡大状況ならびに社会的合理性も踏まえ，過度な面 会制限にならないよう院内・施設内のルールを決定し，また必要に応じてルールを変更する等の柔軟な対応が必要である．

面会者が感染症を示唆する症状（発熱，咳嗽，咽頭痛，腹痛，下痢など） を呈しておらず，かつ 10 日以内に COVID-19 罹患歴がない場合には，マスク着用および手指衛生をお願いしたうえで一般的に面会は可能と考えられる．なお患者や入所者が易感染性である等の場合には制限の追加を検討する．医療機関等は，患者等及び家族等から面会に関する相談があった場合には，現状とともに，面会の可否及び面会時の注意点，制限の状況等を丁寧に 説明する．対面での面会が適当でないと判断される場合には，医療機関等は 患者等及び家族等に対してその理由を十分に説明し，例えばオンライン面会 等の具体的な代替策を提示することが望ましい．

全日本病院協会　医療行政情報 https://www.ajha.or.jp/topics/admininfo/

「5 学会による新型コロナウイルス感染症 診療の指針 2025」より抜粋

「5 学会による新型コロナウイルス感染症 診療の指針 2025」（令和 6 年度厚 生労働行政推進調査事業費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研 究事業 新型コロナウイルス感染症診療の指針作成のための研究（研究代表者： 長谷川直樹（日本感染症学会））） pp.135-136 8